

「滋賀県自殺対策計画（案）」について

1. 趣旨

平成18年10月に自殺対策基本法（以下「基本法」という。）が施行され、本県においても平成22年7月に策定した滋賀県自殺対策基本方針に基づき、自殺対策を総合的に進めてきた結果、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会の問題」と認識されるようになり、平成28年4月に自殺対策基本法が一部改正され、都道府県の自殺対策計画の策定が義務づけられた。

自殺者数は、近年減少傾向にあるものの、かけがえのない尊い命が自殺に追い込まれている現状は深刻であり、さらなる取組の強化が必要であることから「誰も自殺に追い込まれることのない地域社会」の実現を目指すことを目的に本計画を策定する。

2. 策定経過

（1）滋賀県自殺対策連絡協議会

- ① 平成29年 7月24日 滋賀県自殺対策基本方針に基づく取組の現状と課題検討
- ② 9月11日 骨子（案）
- ③ 11月20日 本文（案）

（2）厚生・産業常任委員会への報告

- ① 平成29年10月 3日 「（仮称）滋賀県自殺対策計画」の策定について
- ② 12月14日 「（仮称）滋賀県自殺対策計画（原案）」に対する意見・情報の募集について
- ③ 平成30年 3月 9日 「滋賀県自殺対策計画（案）」について

（3）県民政策コメントおよび市町への意見照会

- ・意見・情報の募集期間 平成29年12月20日から平成30年1月19日
- ・提案のあった意見・情報数 24件

3. 今後の予定

平成30年3月 「滋賀県自殺対策計画」の策定・公表

添付資料

- (1) 「滋賀県自殺対策計画(案)」の概要
- (2) 滋賀県自殺対策計画(案)
- (3) 「滋賀県自殺対策計画(原案)」に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について